

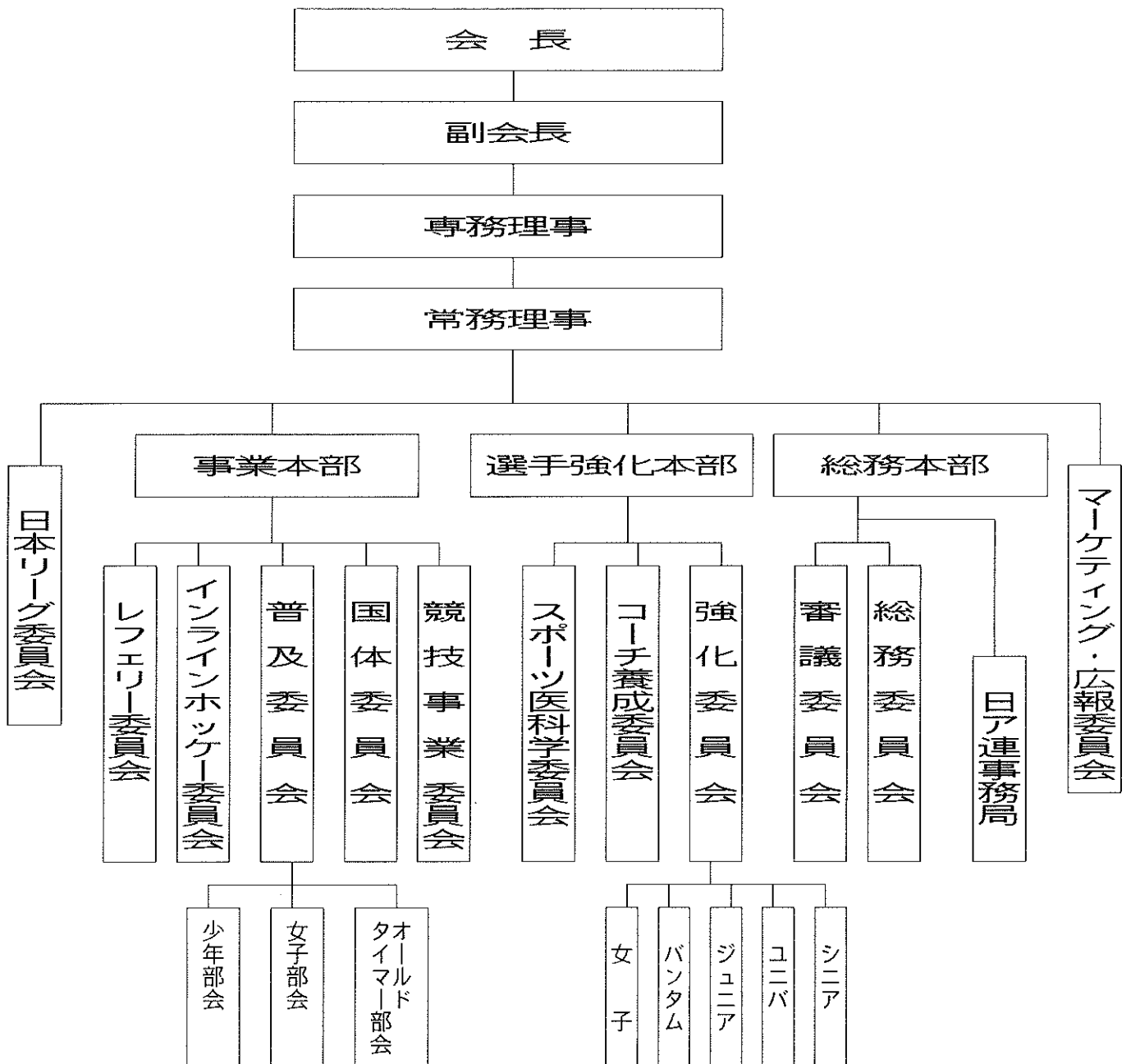
第10章 日本アイスホッケー連盟の構成

日本アイスホッケー連盟および
同オフィシャル強化プログラムを
理解する

本章では、以下の項目を学習する：

- 日本アイスホッケー連盟の構成と意志決定の過程
- 日本アイスホッケー連盟レフェリー委員会の構成と役割

日本アイスホッケー連盟組織図



委員会組織

レフェリー委員会内組織

- ◆ レフェリー委員会の運営を円滑に行うために、下部組織としてレフェリー小委員会を設置する。
- ◆ レフェリー小委員会の構成メンバーは、原則として委員長・副委員長・各担当部主任とする。
- ◆ 委員会内に、総務・強化・ルール担当の3部門を設置する。
- ◆ 各担当部に、日本アイスホッケー連盟レフェリー委員会委員より主任・副主任をおく。
また、円滑な運営を行うために日本アイスホッケー連盟登録レフェリーより数名の補助委員を選出する。
- ◆ 各担当部で審議・決定した事項については小委員会に提出し承認を得る。

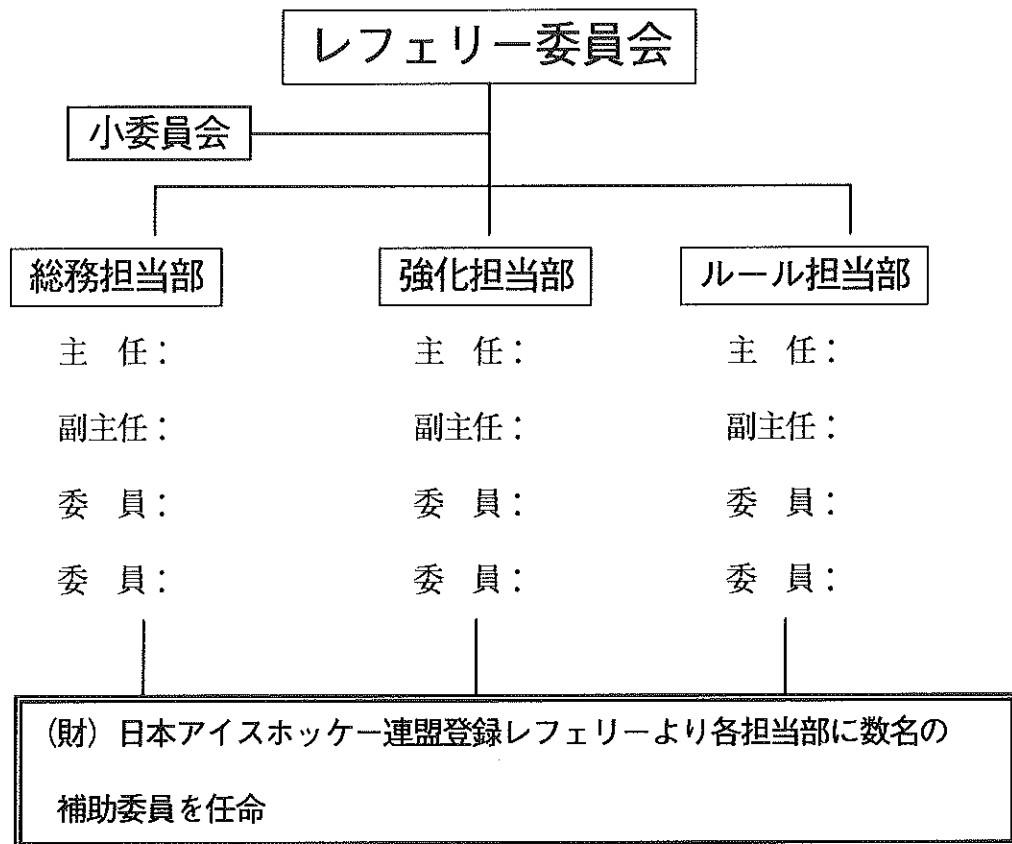
【レフェリーインストラクター】

- ・ IF インストラクター
- ・ IF 登録国内インストラクター
- ・ 各ブロック委員—北海道、東北、関東、東京、東海、
関西、中国・四国・九州

【レフェリースーパーバイザー】

- ・ レフェリー委員長・レフェリー副委員長・IF 登録国内インストラクター
：(財)日本アイスホッケー連盟主催大会、日本リーグ、全国大会
- ・ 各ブロック委員
：都道府県・ブロック大会、地区大会等

委員会組織図



【業務内容】

- ・ 各種大会派遣、選考（総務）
- ・ 渉外（総務）
- ・ 事務諸連絡（総務）
- ・ レフェリースポンサー（総務）
- ・ レフェリークリニック企画、立案（強化、ルール）
- ・ レフェリー養成、発掘（強化）
- ・ レフェリー講習会（強化、ルール）
- ・ IF ルール研究（ルール）
- ・ レフェリー手帳（ルール）
- ・ レフェリーマニュアル（ルール、強化）
- ・ ローカルルール（ルール、強化）
- ・ ルールブック、ケースブック（ルール、強化）
- ・ レフェリー報告書、レフェリー評価表（ルール）

レフェリー委員会規則

<第1章 総則>

第1条 この規則は、財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という。）寄付行為第33条の規定にもとづいて設置されたレフェリー委員会に関することを定める。

<第2章 審議事項>

第2条 この委員会は、本連盟の審判団の運営、統轄、審判員の技術向上、競技規則の国内への布達および競技規則に関する研究調査に関する事項について審議し本連盟理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

<第3章 委員>

第3条 この委員会に次の委員を置く。

委員長 1名

委員 若干名

2. 必要ある場合は、副委員長をおくことができる。

第4条 委員長および委員の委嘱は、本連盟寄付行為細則第13条2項、3項の規定による。

<第4章 任期>

第5条 委員の任期は2か年とする。ただし再任は妨げない。

<第5章 委員会>

第6条 委員会は委員長が召集してその議長となる。

第7条 委員会は委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

第8条 委員会の議事は出席委員の過半数で決定する。

2. 可否同数のときは議長がこれを決定する。

第9条 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第10条 本連盟会長、副会長、専務理事および常務理事は委員会に出席して意見を述べるることができる。

<第6章 小委員会>

第11条 この委員会に委員会の議決を経て、委員会の事業または業務を遂行するため、必要な小委員会または分科会を設けることができる。

<第7章 本規則の変更>

第12条 本規則は本連盟理事会の議決によって変更することができる。

附則1 1. この規則は昭和56年9月8日から施行する。

附則2 1. この規則は昭和62年9月22日から施行する。

附則3 1. この規則は平成元年9月20日から施行する。

2000年9月

レフェリー・マニュアル

著 作 国際アイスホッケー連盟
監 修 宮崎 康文
翻 訳 福田 弥夫
寺前 裕子
発 行 財団法人 日本アイスホッケー連盟
東京都渋谷区神南1-1-1
岸記念体育会館内
電 話 (03) 3481-2404
FAX (03) 3481-2407
<http://www.jihf.or.jp>
E-mail icehockey@japan-sports.or.jp

